令和３年度

北辰大学　第８回学習会

●○●　事 業 報 告　●○●

日　　時　　令和３年１２月８日（水）　１０：００～１１：３５
場　　所　　五所川原市中央公民館・大ホール
参加人数　　９７名
・不動産登記関係
　　講師　青森地方法務局　登記部門　総務登記官　森脇　聡巳　氏
　　演題　「やさしい相続登記　相続と登記の基礎」
・遺言書保管制度関係
　　講師　青森地方法務局　供託課　遺言書保管官　對馬　由美子　氏
　　演題　「自筆証書遺言書保管制度の利用について
　　～あなたの大切な遺言を法務局（遺言書保管所）が守ります。～

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

本来であれば今回の相続に関する内容の学習会は、９月８日の第５回学習会として開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となってしまいました。しかし、相続についての講演を是非ともお願いしたいという受講生の方々の強い希望があり、再度お願いしたところ、青森地方法務局の方々が快く講演をお引き受けくださったため、今回ようやく第８回学習会として実現することができました。

講演していただいた内容は、これまで一般常識として知っているものから、全く初めて知るものまで多岐にわたり、相続は勉強することがたくさんあると感じました。また、令和３年４月に法律が改正されたり、成立したりしたものがあり、今後新たに必要となる知識を今回早く知ることができ、たいへんよい機会となりました。

特に、「不動産登記法」の改正では、令和６年から相続登記の義務化がスタートすること、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」により新たに相続土地国庫帰属制度が創設されたこと、自筆証書遺言書保管制度を利用し、法務局（遺言書保管所）が遺言を守ってくれることなどは、初めて知った受講生が多いのではないかと思います。

受講生からは「もう一度同じ講演をお願いしたい」という意見があるほど、大変有意義な時間でした。
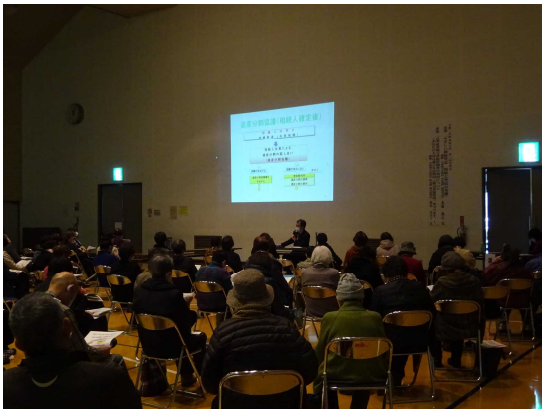
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□